

保護者の皆さまへ

福生市教育委員会

特別支援教育就学奨励費について

就学援助費等を受けられる目安となる年間所得額については「就学援助等申請のお知らせ」に記載してありますが、その目安を上回る所得の方でも、特別支援学級（通級指導学級・特別支援教室を除く）に通学する児童・生徒を監護されている保護者の方の経済的負担を軽減するために、必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費」という制度があります。

「特別支援教育就学奨励費」は特別支援学級（通級指導学級・特別支援教室は除く）に通学しているお子さんが対象です。なお、「就学援助等申請のお知らせ」中、援助を受けられる主な費用のうち、新入学学用品費（令和7年4月入学）については対象となりません。

また、兄弟姉妹で通常学級に在籍しているお子さんは、特別支援教育就学奨励費は対象となりません。

なお、申請理由が4番の低収入・低所得世帯または、5番の特別支援学級（通級指導学級・特別支援教室は除く）を選択した方で賃貸住宅に居住している方は、賃貸借契約書等の家賃を証明する書類の写しの添付が必要になります。

※援助を受けられる所得の目安

（家族構成、家賃等、社会保険料及び生命保険料の支払状況により相違があります）

世帯人数	家族構成	年間総所得額
2人	母（35歳）・子（8歳）	約564万円
3人	父（35歳）母（35歳）・子（8歳）	約705万円
4人	父（35歳）母（35歳）・子（8歳）・子（4歳）	約765万円
5人	父（37歳）母（35歳）・子（8歳）・子（4歳）・子（2歳）	約799万円

《問合せ先》福生市教育委員会 教育部学務課 学務・給食係

電話 042-551-1948